

昭和二十四年法務府令第三十九号

不動産登記嘱託職員を指定する府令
不動産登記嘱託職員を指定する府令を次のように定める。

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。

法務省大臣官房施設課長

検事総長

検事長

検事正

法務局長

地方法務局長

矯正管区長

刑務所長

少年刑務所長

拘置所長

少年院長

少年鑑別所長

地方更生保護委員会委員長

保護観察所長

矯正研修所長

出入国在留管理庁長官

入国者収容所長

地方出入国在留管理局長

公安調査庁長官

公安調査局長

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 不動産登記嘱託官吏指定の件（昭和二十三年法務庁令第二十四号）は廃止する。

附 則 （昭和二十七年八月一日法務省令第七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年一〇月一九日法務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十四年一〇月六日法務省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年六月一五日法務省令第二九号）

この省令は、昭和四十三年六月十五日から施行する。

附 則 （昭和五十六年四月一日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年四月二日法務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十二年二月二八日法務省令第四六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日法務省令第一五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二日法務省令第一〇号）

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年四月二日法務省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十二年二月二八日法務省令第四六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日法務省令第一五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二日法務省令第一〇号）

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。